

○観音寺市パブリック・コメント手続要綱

平成20年 5月26日告示第53号

改正

平成26年 3月31日告示第57号

令和 4年 4月27日告示第120号

観音寺市パブリック・コメント手続要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市の基本的な施策等（以下「施策等」という。）の策定又は改定（条例の制定又は改廃を含む。以下同じ。）に当たり、実施機関が行うパブリック・コメント手続について必要な事項を定めることにより、市民等の市政への一層の参加を推進し、もって行政の透明性の向上及び公正の確保を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「パブリック・コメント手続」とは、施策等の策定又は改定をする過程において、当該施策等の案を公表し、市民等から当該施策等に対する意見及び情報（以下「意見等」という。）の提出を受け、当該意見等を考慮して意思決定を行う手続をいう。

2 この要綱において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会をいう。

3 この要綱において「市民等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 本市の区域内に住所を有する者
- (2) 本市の区域内に事務所又は事業所を有するもの
- (3) 本市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 本市の区域内に存する学校に在学する者
- (5) 本市に対して納税義務を有するもの
- (6) パブリック・コメント手続に係る事案に関し利害関係を有するもの

(対象)

第3条 実施機関は、施策等を策定又は改定する場合には、パブリック・コメント手続を実施するものとする。

2 パブリック・コメント手続の対象となる市の施策等は、次に掲げるものとする。

- (1) 市民生活又は事業活動に直接かつ重大な影響を与える条例
- (2) 市民等に義務を課し、又は権利を制限する条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）
- (3) 市の基本的施策を定める計画、個別行政分野における施策の基本方針その他基本的な事項を定める計画（広く市民が利用する公共施設の整備計画を含む。）
- (4) 市の基本的な方向性等を定める憲章、宣言等
- (5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が必要と認めるもの  
(適用除外)

第4条 次に掲げるものについては、前条第1項の規定は適用しない。ただし、実施機関が必要と認める場合は、この限りでない。

- (1) 公益上、緊急に施策等を定める必要があるためパブリック・コメント手続を実施することが困難であるとき。
- (2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定による直接請求により議会に提出する条例
- (3) 他の法令等の制定又は改廃に伴い、当然必要とされる規定の整理その他形式的、軽微な変更をするとき。
- (4) 法令等の規定により、縦覧、意見書の提出その他の意見提出手続に相当する手続を実施して施策等を定めようとするとき。
- (5) 地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき設置する審議会その他の附属機関及び実施機関が設置するこれに準ずる機関が、次条から第8条までの規定に準ずる手続（以下「要綱に準じた手続」という。）を経て策定した報告、答申等に基づき施策等の策定又は改定を行うとき。

(施策等の案の公表)

第5条 実施機関は、第3条第2項に規定する施策等を策定又は改定しようとするときは、当該施策等の策定又は改定前に相当の期間を設けて、施策等の案及び次に掲げるものを公表するものとする。

- (1) 施策等の案を作成した趣旨、目的及び背景

(2) 施策等の案を立案する際に整理した実施機関の考え方

(3) 意見等を提出するための方法等を記載した要領

2 前項の規定による公表は、実施機関が指定する場所での閲覧及び配布、インターネットを利用した閲覧等の方法により行うものとする。

3 前項の規定にかかわらず、実施機関は、第1項に規定する施策等の案又は参考資料が著しく大量であるなど、配布による公表に支障があると認めた場合は、これを行わないことができる。

(意見等の提出)

第6条 実施機関は、施策等の案について意見等を募集しようとする場合には、原則として、施策等の案の公表日から起算して30日以上意見提出期間を設けなければならない。ただし、やむを得ない理由により30日以上意見提出期間を設けることができない場合は、その理由を公表した上で、当該期間を短縮することができる。

2 施策等の案への意見等の提出方法は、次に掲げるとおりとする。

(1) 電子メール

(2) 郵便

(3) ファクシミリ

(4) 実施機関が指定する場所への書面による提出

3 意見等を提出しようとする市民等は、個人にあっては住所、氏名及び連絡先を、法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地及び連絡先を明示しなければならない。

(意見等の考慮)

第7条 実施機関は、前条の規定により提出された意見等を考慮して、施策等の策定及び改定意思決定を行うものとする。

(結果の公表)

第8条 実施機関が意思決定を行う場合には、次に掲げる事項を公表するものとする。

(1) 施策等の名称

(2) 提出意見（提出意見がなかった場合はその旨）

(3) 提出意見を考慮した結果（施策等の案を修正した場合にあっては、その修正内容を含む。）及びその理由

2 実施機関は、パブリック・コメント手続を実施したにもかかわらず施策等を定めないこととした場合には、その旨を速やかに公表しなければならない。

3 実施機関は、第4条第1号の規定により意見公募手続を実施せず施策等を定めた場合には、施策等の題名、趣旨等を当該施策等の公表と同時期に示さなければならない。

4 前3項の規定による公表は、実施機関が指定する場所及びインターネットを利用した閲覧の方法により行うものとする。

（構想又は検討段階の施策等に関する手続）

第9条 実施機関は、特に重要な施策等の策定又は改定に当たって広く市民等の意見を反映させる必要があると認めるものについては、構想又は検討の段階で要綱に準じた手続を行うよう努めるものとする。

（一覧表の作成等）

第10条 市長は、パブリック・コメント手続を行っている案件及びパブリック・コメント手続を実施し公表された施策等（第4条第1号に該当する場合を含む。）の一覧表を作成し、インターネットを利用した方法等により市民等に情報提供するものとする。

2 前項のパブリック・コメント手続を実施し公表された施策等の一覧表を市民等に情報提供する期間は、原則として5年とする。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、実施機関が定める。

附 則

この要綱は、平成20年6月1日から施行する。

附 則（平成26年3月31日告示第57号）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（令和4年4月27日告示第120号）

この要綱は、令和4年4月27日から施行する。